

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人響会（以下「本会」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

2 報酬は、役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬総額)

第3条 理事、監事、評議員の各年度の報酬総額は、下記を超えない範囲とする。

各年度総額	理 事	9,300,000 円
	監 事	300,000 円
	評 議 員	1,000,000 円

(常勤役員の報酬)

第4条 常勤の役員に対しては、次の役員報酬表に定める報酬ならびに手当、旅費を支給する。

役員報酬表

役 職	理事長	常務理事（法人本部役員兼務）
報酬額	（月額）300,000 円	（月額）380,000 円
手 当	通勤手当は報酬に含み、 期末手当は支給しない。	通勤手当、期末手当については 職員に準ずるものとする。

- 2 役員報酬額等(理事長を含む)の決定については、評議員会の議決によるものとする。
- 3 通勤手当及び旅費については、給与規程の職員の旅費を準用する。
- 4 常務理事が施設長を兼務する場合は、給与規程を準用する。

(非常勤役員及び評議員報酬等)

第5条 非常勤の役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席の場合、監査実施の場合、その他の役員及び評議員の業務を行った場合には、非常勤役員等報酬一覧表に定める報酬、旅費、宿泊費等を支給する。

2 非常勤役員及び評議員が退任した場合、非常勤役員等報酬一覧表に定める退職慰労金を支給する。

- 3 非常勤役員及び評議員に対し支給される報酬は、評議員会の議決によるものとする。
- 4 理事会又は評議員会の出席、役員・評議員業務等があった日の翌月末までに、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込みで支給する。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(兼務役員及び評議員)

第6条 施設の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程による報酬は支払わないものとする。

(災害補償)

第7条 役員及び評議員が業務従事中または通勤途上において負傷もしくは死亡したときは、常勤役員・非常勤役員災害補償保険加入による災害補償金として給付するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行うものとする。

(付則)

この規程は、平成10年3月1日より施行する。

平成11年3月19日改正

平成14年4月1日改正

平成17年3月25日改正

平成22年10月29日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成29年6月23日一部改正

平成30年11月30日一部改正

令和6年6月14日一部改正

非常勤役員及び評議員報酬等一覧表

1 理事長業務報酬

役 職	理事長
報 酬 額	(月額) 300,000 円 ※ 理事会・評議員会出席の報酬を含む
交 通 費	上記、報酬額に含む
そ の 他	期末手当は支給しない。

2 役員等及び評議員報酬

報 酬 額	理事会出席	評議員会出席	役員・評議員 業務等	監事監査 指導報酬
	10,000 円/回	10,000 円/回	10,000 円/日	30,000 円/回
交 通 費	報酬額に含む			

3 出張旅費

宿 泊 費	実費 (都外出張で宿泊を要する場合)
旅 費	実費 (都内出張等は、役員等報酬に含む)
報 酬 額	(日額) 10,000 円
そ の 他	業務遂行に必要な経費を実費

4 退職慰労金

支給対象	役員及び評議員であった年数が2年以上あった場合
退職慰労金額	在任年数に10,000円を乗じた額とする。但し、100,000円を上限とする。
在任年数の計算	① 退職慰労金の算定の基礎となる在任年数の計算は、役員及び評議員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。 ② 在任年数に1年未満の端数がある場合には、その端数は切捨てる。 ③ 役員及び評議員の期間が連続する場合は、在任年数は継続とみなす。
支給方法	退任となった月の翌月末までに支給する。